

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 社会福祉事業振興のための助成金実施要領

1 趣旨

第1種・第2種社会福祉事業を実施する県内の民間社会福祉施設及び市町社会福祉協議会が行う社会福祉事業振興のための事業に対し、助成を行うものとし、その助成に関しては「社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 社会福祉事業振興のための助成金交付要綱」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 助成対象

静岡県内の第1種・第2種社会福祉事業を実施する県内の民間社会福祉施設及び市町社会福祉協議会とする。

3 助成対象となる事業

- (1) 別表のとおりとする。活動内容は、従来から行っている事業（継続活動）か新たに開始する事業（新規活動）でもかまわない。ただし、連続して同じ内容の事業は認めない。
- (2) 次の事業は対象外とする。
 - ア 営利を目的とする事業
 - イ 学術的な調査研究事業
 - ウ 地方公共団体等の委託を受けて行っている事業
 - エ 特定の個人またはグループの利益のみに寄与する事業
 - オ 助成決定時点で既に完了している事業

4 助成額及び対象経費

別表のとおりとする。

助成率は、申請事業所が県社協会員の場合7/10、非会員の場合は5/10とする。（区分1を除く）

5 対象経費

- (1) 謝金、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、会議費、備品費、保険料、車輛費、手数料とする。
- (2) 対象とならない経費は、下記のとおりとする。
 - ア 経常的な運営経費、事務経費（人件費、報酬、家賃、光熱水費、施設整備費等）
 - イ パソコンやコピー機等、組織運営のために日常的に使用する備品や物品購入
 - ウ 視察や研修旅行費等、助成が適切でないと判断する経費

6 助成対象期間

年度内（助成をした年の翌年3月末日）とする。

7 助成事業での表示

助成事業開催資料等には、「静岡県社会福祉協議会社会福祉事業振興のための助成」を明示する。

8 申込方法及び助成事業の採択について

- (1) 別紙「交付申請書」に必要事項を記入のうえ、郵送または直接持参の方法で別に定める日までに、静岡県社会福祉協議会へ申し込む。締切は年3回設ける。7月末、9月末、11月末毎を提出期限とし、決定処理する。（最終提出期限：11月30日必着）
- (2) 申請数は1法人3区分までとする。（区分1は1法人3事業所までとする。）

附則

この要領は、令和元年度分の助成金から適用する。